

歴史まちづくりの裾野拡大について

令和 7 年 10 月 9 日
国土交通省都市局

前回議論の振り返り（1/2）

第1回 地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ

日時：令和7年8月8日（金）15:00～17:00

場所：TKP 東京カンファレンスセンター

【歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型について】

- ① 現在、**歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型**について、現時点では**国指定の重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区等に限定**されているが、**これを拡大していくことが考えられる**。（事務局）
- ② **対象となる文化財を拡大していくことは賛成**。文化的景観は問題ないと思うが、**地方自治体指定の文化財**については、歴まち計画のブランド力の観点からも、**一旦市町村指定は含めず都道府県指定までにして段階的に拡大していくことも考えられるのでは**。
- ③ 文化財の対象を拡大する提案はすばらしいと思うが、論理をどう説明できるかを考えられると良い。
- ④ **重要文化的景観はすでに 73 地区に達しており、これを核となる文化財に含める要望は高まっている**。また、**国登録文化財の集積地のような地区を含み、やがてそこから新たな重伝建地区や重要文化的景観が生まれるような循環が生まれることを期待したい**。
- ⑤ **国登録有形文化財**、特に**大正・昭和初期のいいものが集積している地区**は全国に結構多い。**これをどうカバーしていくか**考えてほしい。その場合、国登録有形文化財が集積している地区の制度化、あるいは景観地区・準景観地区の指定により、規制の担保を強化すべきである。
- ⑥ 歴まち計画で認定されている**市街地の街並みが崩れていかないようにする努力**は市町村にさせていただく必要はある。景観地区や準景観地区でできるに越したことはないが、**開発圧力の低い地方自治体では景観法の重点地区指定でも有効**ではないか。
- ⑦ **未指定文化財を含めて歴史文化資源を活用するうえで、核となる文化財の対象を拡大することには意味があるし、柔軟な運用をしていくと良い**。また、**資源としては都市の構造や農業・林業・漁業の風景なども大事**にしていくべき。また、**資産を使いたい人にどう事業継承していくか**が重要である。

- 文化財類型の拡大案として、下記の文化財も重点区域の核に含まれるようにする案を作成。
- ・重要文化的景観…自治体が保存のための措置を行い、国が文化審議会に諮り選定し、一定の価値づけを行っている。
 - ・国登録文化財…国が文化審議会に諮り登録し、一定の価値づけを行っている。現状変更は届出制。
 - ・自治体指定文化財…基本的に許可制により現状変更の規制がされており、地域において一定の価値づけが行われている。
- ただし、国の認定に足り得る建造物としての価値は必要であり、下記の点は別途認定要件として今後検討を進める予定。
- ・地域の歴史的風致の核としての役割を有すること
 - ・少なくとも計画期間中に滅失の恐れが無いこと

■ 拡大案		従前範囲		拡大範囲	
従前 拡大		国		都道府県・市区町村	
		指定・選定	登録	指定・決定・選定	登録
	有形の文化財	重要文化財、国宝	登録有形文化財	有形文化財	有形文化財
		重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	有形の民俗文化財	有形の民俗文化財
	記念物	史跡、特別史跡	登録記念物	遺跡	遺跡
		名勝、特別名勝		名勝地	名勝地
		天然記念物、特別天然記念物		動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物
	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	—	伝統的建造物群保存地区	—
	文化的景観	重要文化的景観	—	文化的景観	—
	無形の文化財	重要無形文化財	登録無形文化財	無形文化財	無形文化財
		重要無形民俗文化財	登録無形民俗文化財	無形の民俗文化財	無形の民俗文化財

【歴史まちづくり計画と文化財保存活用地域計画の連携について】

- ① **歴史まちづくり計画**の作成は**自治体の負担が大きい**ことが課題である。**文化財保存活用地域計画の記載事項とは重複が多い**ため、文化財保存活用地域計画を活用して歴まち計画を**効率的に策定する仕組み**が考えられる。（事務局）
- ② **住民団体が事業に関与できる仕組みを強化**し、シビックプライドの醸成を図るべき。また、**団体の重複認定の事務の簡素化**ができると良いのでは。
- ③ 文化財保存活用地域計画の記載内容を歴まち計画に使えるようにする案は**有効**である。**自治体職員の負担軽減にもつながる**。
- ④ 連携を進めるべきだが、一方で**市町村内の部局間の連携が課題**であり、まず**国交省と文化庁が連携**して進めていくべき。

◆第1回資料 （再掲）

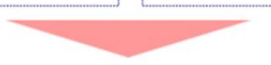
《方向性②の素案》 歴史まちづくり計画と文化財保存活用地域計画の連携

 国土交通省

○ 歴史的風致維持向上計画と文化財保存活用地域計画の記載事項を比較すると、文化財の保存・活用方針に関する記載事項は類似しているため、作成に係る自治体の負担を軽減できる余地があると考えられる。

※紫字＝重複記載事項

歴史的風致維持向上計画 の記載事項	文化財保存活用地域計画 の記載事項
① 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針	① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
② 重点区域の位置及び区域	② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
③ 文化財の保存又は活用に関する事項	③ 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
④ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	④ 計画期間
⑤ 歴史的風致形成建造物の指定の方針	⑤ その他主務省令で定める事項
⑥ 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	
⑦ 計画期間	
⑧ その他主務省令で定める事項	



・重複する事項について、文化財保存活用地域計画の記載内容を歴史まちづくり計画にそのまま記載することを可能とする

（留意事項）

・双方の計画期間が異なる場合や、片方の計画が途中で変更になった場合、文化庁（地域計画担当）と国交省・文化庁・農水省（歴まち担当）が連携を図る必要が生じる。

32

出所：文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」、国土交通省「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」

計画作成が期待される地域（歴史的風土100選等から）

- 歴史まちづくり計画作成が期待される地域の参考として、過去に選定された優良な「歴史的風土」や「歴史公園」の地域に歴史的風致が存在する可能性が高いと考えられるため、選定地域での歴史まちづくり計画の有無を整理。

美しい日本の歴史的風土100選

■ 古都保存法施行40周年を記念して2006（平成18）年に実施。「次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に保存されている事例」を選定。

■ 主催：「美しい日本の歴史的風土100選」
実行委員会（（財）古都保存財団等10団体）

■ 応募期間：2006年10月24日～12月15日

■ 選定件数：100選特別枠（古都保存法対象都市、世界文化遺産指定地域） 47件
100選（特別枠を除く） 101件
準100選 116件

■ 選定基準（全国の自治体から推薦を募集）：

- ①歴史的意義 ②一体性 ③集積・広がり
④保全活動 ⑤持続性

■ 選定委員

高階秀爾（委員長・東京大名誉教授・大原美実館館長）

アレックス・カー（東洋文化研修者）、石森秀三（北海道大観光学高等研究センター長）、黒川千万喜（（財）古都保存財団）、越澤明（北海道大院教授）、佐々木葉（早稲田大教授）、信士五十八（東京農業大教授）、陣内秀信（法政大教授）、丹治敏明（写真家）、毛利和雄（NHK解説委員）、山崎正史（立命館大教授）

日本の歴史公園100選

■ 都市公園法施行50周年を記念して2006（平成18）年に実施。優れた歴史的・文化的資産を有し、地域の活性化に貢献している歴史公園の事例を選定。

■ 主催：都市公園法施行50周年等記念事業
実行委員会（（社）日本公園緑地協会等14団体）

■ 応募期間：2006年8月5日～12月22日

■ 選定件数：250公園

■ 選定基準（全国の地方公共団体等から推薦を募集）：

I 時代や資源の内容にかかわらず、歴史的・文化的資源を適切に保存・再生・活用しながら、公園として一体性のある整備がなされている公園を選考する。

II 地域の象徴となり、観光振興・地域振興の拠点、郷土愛の醸成など、大きな効果を現に発揮している公園

III 可能な限り時代、地域に偏りが生じないよう選考

■ 選定委員

越澤明（委員長・北海道大院教授）

有路信（（社）日本公園緑地協会）、伊藤英昌（（財）公園緑地管理財団）、小川洋一（国交省公園緑地課）、重田雅史（国交省観光地域振興課）、富田佑次（（財）海洋博覧会記念公園管理財団）、本中眞（文化庁文化財保護部記念物課）

計画作成が期待される地域（歴史的風土100選等から）

- 「歴史的風土」や「歴史公園」で優良なものとして選定があった地域における、歴史まちづくり計画認定の有無・計画作成の要件となる文化財の有無を整理し、現行の要件で作成できない都市を洗い出した。
- 歴史的風致を有する可能性が高いものの、現行要件上、計画が作成できない地域の存在が確認できた。

美しい日本の歴史的風土100選

■ 100選特別枠

（古都保存法対象都市、世界文化遺産指定地域）47件

⇒うち現行の要件で計画作成できない都市：8都市
（三重県大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町、奈良県野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、和歌山県すさみ町）

■ 100選（特別枠を除く） 101件

⇒うち現行の要件で計画作成できない都市：3都市
（宮城県岩沼市、神奈川県大磯町、熊本県御船町）

■ 準100選 116件

⇒うち現行の要件で計画作成できない都市：8都市
（北海道釧路町、東川町、宮城県白石市、千葉県我孫子市、流山市、神奈川県湯河原町、鳥取県伯耆町、江府町）

日本の歴史公園100選

■ 選定件数：250公園

⇒うち現行の要件で計画作成できない都市：8都市
（宮城県白石市、神奈川県秦野市、大磯町、湯河原町、新潟県阿賀野市、福井県敦賀市、静岡県御殿場市、大阪府高石市、岡山県浅口市、福岡県田川市）

※なお、上記の整理で「現行の要件で計画作成できない」の判断基準は文化財建造物の有無のみによっているが、国の計画認定にあたっては、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動と建造物・建造物周辺の市街地とが一体となって良好な市街地の環境（歴史的風致）が形成されていることが必要となるため、上記以外にも、計画作成が難しい地域があると考えられる。

歴史まちづくり計画の裾野拡大に関する自治体アンケートの実施について

- 全国の自治体（市町村）に対し、歴史まちづくりの裾野拡大がされた場合の計画策定等の対応意向について、8月から9月にかけてアンケートを実施。

歴史まちづくり計画の裾野拡大に関する調査

- 対象 : 全国市町村の景観担当部局（各都道府県を通じて国から依頼）
- 期間 : 2025年8月15日～9月10日
- 回答数 : 1,107自治体
- 主な設問と回答結果

（1）歴史まちづくり計画についての認知度

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 知っていた | 355(32%) |
| 2. よく知らないが聞いたことはあった | 374(34%) |
| 3. 知らなかった | 375(34%) |

（2）計画策定状況

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 策定済み | 70(6%) |
| 2. 策定を検討中 | 11(1%) |
| 3. 過去に策定を検討したことがあるが、策定していない | 60(5%) |
| 4. これまで検討したことはない | 975(88%) |

（3）（非認定団体向け）重点区域要件拡大による歴史まちづくり計画策定意向

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 現行の仕組みでも策定に向け検討したい | 20(2%) |
| 2. 拡大され次第取り組みたい | 2(1%) |
| 3. 取り組みを検討したい | 48(5%) |
| 4. 現時点で検討は難しい | 949(92%) |

（4）（認定団体向け）重点区域要件拡大による新たな重点区域指定の意向

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 拡大され次第取り組みたい | 3(4%) |
| 2. 取り組みを検討したい | 14(19%) |
| 3. 現時点検討は難しい | 48((67%) |

※アンケートにあたり、市町村には、本WG第1回資料の「重点区域の核拡大」の拡大案の表により、具体的な文化財類型を提示

【歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型について】

- ① 現在、**歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型**について、現時点では**国指定の重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区等に限定**されているが、**これを拡大していく**方向で検討を進めていく。
 - ・具体的には、国登録有形文化財、重要文化的景観、自治体指定の文化財等が考えられる。※地方自治体指定の文化財については、法令上、指定の主体（都道府県指定と市町村指定）で位置づけや価値が区別されていないところ。
- ② これにより、歴史まちづくりの裾野の拡大が期待できる。
 - ・現時点で要件を満たす文化財を有しないが歴史的風致の維持及び向上を図りたい市町村において、計画を作成し歴史まちづくりを進めることができる。
 - ・既に計画を作成している市町村でも、重点区域を追加して、新たに重点的に歴史まちづくりを進めることができる。
- ③ 一方で、歴まち計画のブランド力を維持する観点からは、今まで以上に認定の際に質の担保が必要。具体的には下記が考えられる。
 - ・**地方自治体指定の文化財**については、国指定等文化財よりも様々なレベルのものが含まれるため、認定の際には**当該文化財が現にその土地周辺の市街地を含めた地域の歴史的風致の核となっていること**を十分確認する。なお、確認の際には、**歴史的な建造物が一定集積しているかどうか**にも留意する。
 - ・核となる文化財が**容易に計画期間中に滅失するものでないこと**を十分確認する必要がある。例えば国登録有形文化財については滅失を防ぐ規制が届出制であるため、景観重要建造物の指定（許可制の規制）もされていることを要件にする等の検討を行う。
 - ・歴史的なまちなみ全体を保全しながら活用するため、**景観地区・準景観地区の指定、景観計画重点地区の指定等**による**景観の規制**について推進していく。

【歴史まちづくり計画と文化財保存活用地域計画の連携について】

- ・重複する事項について、文化財保存活用地域計画の記載内容を歴史まちづくり計画にそのまま記載することを可能とするよう運用の修正を図る。
- ・国交省・文化庁・農水省の連携をより強化し、例えば双方の計画期間が異なる場合や、片方の計画が途中で変更になった場合等でも情報を共有できるようにする。
- ・市町村レベルでも建設部局と文化財部局の連携を促進していく。